

令和 8 年度

山梨県職員採用試験(大学卒業程度)(通常枠)

試験案内

第 1 次試験日 令和 8 年 6 月 2 1 日 (日)

受付期間 令和 8 年 5 月 1 日 (金) ~ 5 月 2 0 日 (水) 午後 5 時 1 5 分

<令和 8 年度採用試験からの変更点>

- 社会福祉、土木、農業農村整備、研究(機械・デザイン)は、採用候補者名簿の有効期間を 3 年間に延長します。
- 試験職種を農業土木から「農業農村整備」に変更します。

山梨県人事委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6-1 (県庁別館 3 階)

TEL. 055-223-1821

山梨県職員採用サイト <https://www.pref.yamanashi.jp/jinji-iin/saiyou/>

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大 学 卒 業 程 度	行政	57名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
	警察行政	14名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事します。
	社会福祉	19名程度	主に、知的、身体、精神、発達障害や児童福祉等に関する相談援助（ソーシャルワーク）、福祉施設等での利用者（児童）の生活支援等の業務に従事します。
	心理	1名程度	主に児童相談所等で心理判定等の業務に従事します。
	化学	2名程度	主に環境（公害・廃棄物）に関する監視・指導、調査研究等の業務に従事します。
	農業	5名程度	主に農業の振興、農業経営・技術の普及指導、試験研究等の業務に従事します。
	林業	5名程度	主に森林計画、林業・木材産業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林造林・収穫事業、治山・林道事業等の業務に従事します。
	土木	12名程度	主に道路、河川、砂防、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事します。
	農業農村整備	5名程度	主に農地、水利施設、農道、ため池等の農業生産基盤や農村生活環境の整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事します。
	建築	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設（建築設備を含む）の設計・工事監理等の業務や、住宅政策・建築指導等の業務に従事します。
	電気	4名程度	主に県営発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事します。
	保健師	4名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事します。
	司書	2名程度	県立図書館、県立学校等に勤務し、主に図書資料の収集、整理保存・提供、相談等の業務に従事します。
	学芸員Ⅰ	2名程度	県立美術館等において、主に西洋絵画、もしくは日本近代絵画の調査研究、展覧会の企画運営、美術品等の収集保管、教育普及活動等の業務に従事します。
	学芸員Ⅱ	1名程度	県立博物館等において、主に古環境学（動植物考古学・自然史学・人文地理学等）の調査研究、歴史資料等の収集保管、展覧会の企画運営、教育普及活動等の業務に従事します。
	学芸員Ⅲ	1名程度	県立文学館等において、主に日本文学の調査研究、展覧会の企画運営、文学資料等の収集保管、教育普及活動等の業務に従事します。
	研究（林業）	1名程度	県森林総合研究所等に勤務し、主に森林・林業に関する試験・研究等の業務に従事します。
	研究（機械）	1名程度	県産業技術センター等に勤務し、県内の機械電子関連産業に係る技術支援、研究開発、人材育成等の業務に従事します。
	研究（デザイン）	1名程度	県産業技術センターに勤務し、県内地域産業のデザイン活用支援、県内デザイン資源を活用した研究開発、人材育成等の業務に従事します。

- ※ 採用予定人員は変更になる場合がありますので、山梨県職員採用サイトで確認してください。
- ※ 複数の試験職種の申込みはできません。

2 受験資格

- (1) ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
 イ 平成17年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和9年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

(注)「これと同等以上の学力があると認める者」については人事委員会事務局にお問い合わせください。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許等を必要とします。

試験職種	資格・免許等
社会福祉	社会福祉主事としての任用資格、児童指導員としての任用資格、社会福祉士の資格若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は令和9年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
心理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は令和9年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は令和9年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者
司書	司書の資格を有する者又は令和9年3月31日までに資格を有することとなる者
学芸員Ⅰ 学芸員Ⅱ 学芸員Ⅲ	学芸員の資格を有する者又は令和9年3月31日までに資格を有することとなる者

※ 社会福祉主事としての任用資格、児童指導員としての任用資格、社会福祉士の資格及び精神保健福祉士の資格は次のとおりです。

- ①社会福祉主事：・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- ②児童指導員：・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条第1項各号のいずれかに該当する者
- ③社会福祉士：・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者
- ④精神保健福祉士：・厚生労働大臣の行う「精神保健福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①日本国籍を有しない者（保健師、司書、学芸員Ⅰ、学芸員Ⅱ及び学芸員Ⅲは除く。）
 - ②地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 保健師、司書、学芸員Ⅰ、学芸員Ⅱ及び学芸員Ⅲのうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

3 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	令和8年6月21日(日) 行政・警察行政 (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所) 50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5) ※1
	行政・警察行政以外 (受付時間) 午後0時00分から午後0時20分まで (受付場所) 50周年記念館・クリスタルタワー南側	
第2次試験	①令和8年7月5日(日) ※2 (適性検査・論文試験)	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
	②令和8年7月25日(土)～8月2日(日)のうち指定する1日 ※3 (集団討論・個別面接)	

※1 申込者多数の場合など、上記以外の試験会場になることがあります。山梨県職員採用サイトで最新の情報を必ず確認してください。

※2 第2次試験については、①②のいずれも受験する必要があります。

※3 第2次試験において、指定された日程の変更はできません。

4 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験 (行政・警察行政のみ) (試験時間 120分)	40点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、 五肢選択式 による大学卒業程度の筆記試験を行います。 ・ 出題数50題のうち、知識分野30題中20題を選択解答し、知能分野20題を必須解答します。
	専門試験 (全試験職種) (試験時間 120分)	行政・警察行政 40点 行政・警察行政以外 80点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、 五肢選択式 又は 記述式 による大学卒業程度の筆記試験を行います。 ・ 行政及び警察行政は、 五肢選択式 により出題数50題中40題を選択解答します。 ・ 研究(デザイン)及び司書は、 五肢選択式及び記述式 により全問解答します。 ・ 学芸員Ⅰ、学芸員Ⅱ及び学芸員Ⅲは、 記述式 により全問解答します。 ・ その他の試験職種は、 五肢選択式 により出題数40題を全問解答します。
第2次試験	人物試験	100点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて 適性検査 を行います。
			社会性、貢献度、指導性等について 集団討論 を行います。
			コミュニケーション能力、積極性、実行力等について 個別面接 を行います。
	論文試験 (試験時間 90分)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について 記述式 による試験を行います。
身体検査	—	※令和8年度は、実施職種なし。	
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行います。	

※ 試験の例題等は、山梨県職員採用サイトに掲載しています。また、山梨県県民情報センターでも閲覧やコピーができます。

※ 課された試験内容のうち受験しないものが一つでもある場合、当該試験が第1次試験であれば第1次試験の順位を、第2次試験であれば最終順位を付けず不合格とします。

● 教養試験・専門試験の出題分野について

第1次試験の教養試験・専門試験の出題分野は次のとおりです。

試験職種		出題分野
教養試験		知識分野 — 社会科学、人文科学、自然科学 知能分野 — 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
専門試験	行政 警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
	社会福祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査
	心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
	化学	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
	農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
	林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
	土木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
	農業農村整備	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
	建築	数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
	電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
	司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館制度・経営論、図書館情報技術論、図書館サービス概論、情報サービス論、図書館情報資源概論、情報資源組織論、児童サービス論
	学芸員Ⅰ	西洋美術史、日本近代美術史、博物館学、語学（英文和訳）
	学芸員Ⅱ	古環境学（動植物考古学・自然史学・人文地理学等）、博物館学、語学（英文和訳）
	学芸員Ⅲ	日本文学、日本文学史、日本文化史、変体仮名読解、博物館学
	研究（林業）	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
研究（機械）	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作	
研究（デザイン）	デザイン史・美術史、現代デザイン論、視覚デザイン学、空間構成・図学、色彩学、材料・加工技術、知的財産権、地域産業論	

5 合格者の決定方法

- (1) 第1次試験合格者は、行政・警察行政の場合は教養試験及び専門試験の合計得点、行政・警察行政以外の場合は専門試験の得点の高い順、最終合格者は第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、試験種目等にはそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがあります。
- (2) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定します。

6 合格者の発表

第1次試験合格者	6月26日(金) 正午【予定】	山梨県庁の掲示板(防災新館東側)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知します。
最終合格者	8月14日(金) 正午【予定】	合格者の受験番号は、山梨県職員採用サイトにも掲載します。

※ 電話でのお問い合わせには応じておりません。

7 試験結果の提供

採用試験の結果については、山梨県個人情報保護に関する法律施行条例第19条の規定により、簡易な手続による保有個人情報の提供の申出をすることができます。

なお、電話、はがき等による申出では提供できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(マイナンバーカード、運転免許証、学生証等)を持参の上、受験者本人が直接提供場所へお越しください。

受付時間は、提供期間中の土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

試験	申出できる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	不合格者	○行政・警察行政 教養試験・専門試験の得点、合計得点及び順位 ○行政・警察行政以外 専門試験の得点及び順位	各試験の合格発表日から1週間	人事委員会事務局 (県庁別館3階)
第2次試験	受験者	第1次試験の提供内容、論文試験の得点、人物試験の得点、第2次試験の合計得点、最終合計得点及び順位		

8 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む)は、約242,500円(令和8年4月1日現在)です。

採用される職種により、初任給が若干異なることがあります。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算されます。

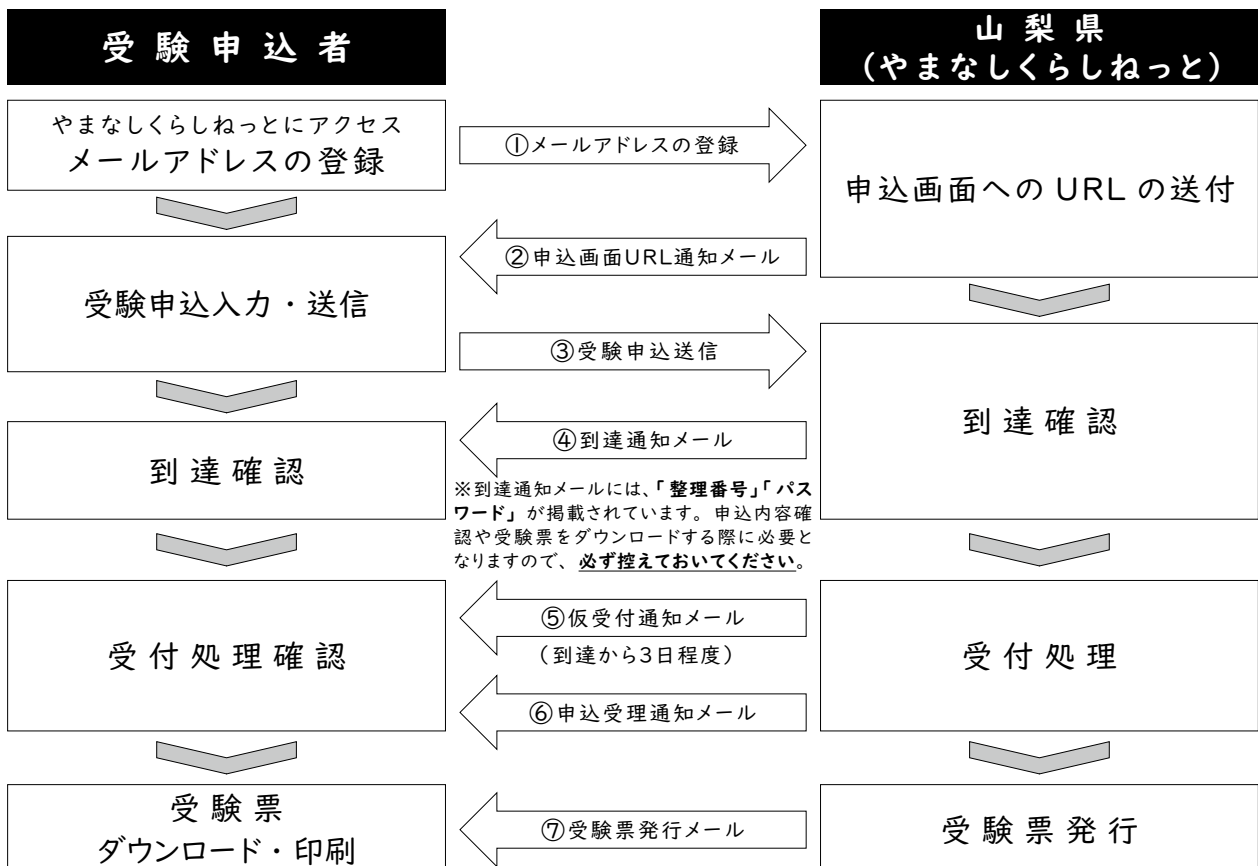
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

9 受験手続

必ずインターネットで申し込んでください。なお、インターネットで申込みができない方は、5月12日（火）までに人事委員会事務局までお問い合わせください。

受付期間	令和8年5月1日（金）～5月20日（水）午後5時15分（受信有効） 5月1日～5月19日は、24時間いつでも受け付けますが、 <u>5月20日は午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付けます。</u>
申込方法	申込に際しては、山梨県職員採用サイト「採用試験・説明会情報」ページの「申込方法」を <u>必ず最後まで読んだ上で</u> 、山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」からお申し込みください。（ https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/ ）
受験票の作成	受験票は、申込受理後に「やまなしくらしねっと」上にアップロードします。予定時期は申込時にお知らせします。受験者は、各自ダウンロード及び印刷（A4）し、申込み前6月以内に撮影した写真（タテ4.5cm・ヨコ3.5cm、上半身（胸から上）、脱帽正面向き）を受験票に貼り、試験当日に必ず持参してください。 <u>受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。</u>
注意点	<u>複数の試験職種の申込みはできません。</u> 受付期間終了後の試験職種の変更は認めません。 予期せぬ機器停止や通信障害などが発生した場合には、受付ができませんが、この場合のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、十分注意してください。 なお、申込データの到達（データが到達すると到達通知メールが自動送信されますので必ず確認してください。）から土曜日・日曜日を除いて3日程度で仮受付メールを送信します。 <u>4日以上経過しても仮受付メールが到達しない場合は、直ちに人事委員会事務局に連絡してください。</u>



10 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、各任命権者が採用者を決定します。(最終合格者数は、最終合格発表後の辞退者等を考慮して、職種によっては採用予定人員よりも多く決定する場合があります。その場合は、最終合格しても採用されない場合があります。)

資格・免許を必要とする試験職種では、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失います。

また、心理では、受験資格に定める学科等を所定の期日までに卒業又は修了できない者は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失います。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後1年間です。ただし、社会福祉、土木、農業農村整備、研究(機械・デザイン)は、3年間です。

(2) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、こどもと接する業務の従事者(児童相談所の従業者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの等)については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

①試験区分「社会福祉、心理、保健師、司書」以外について

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

②試験区分「社会福祉、心理、保健師、司書」について

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

● 受験上の配慮について

身体の障害等により、受験上の配慮(手話通訳の配置や車椅子の使用、拡大文字等)を希望される方は、試験申込に際して「受験上の配慮」欄に入力してください。なお、受験上の配慮を希望される場合は、5月12日(火)午後5時15分までに人事委員会事務局(電話055-223-1821)へ電話で相談してください。

● 注意事項

- ・ 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- ・ 試験当日は、受験票、濃さHBの鉛筆、ボールペン、消しゴム(砂消しなど紙を破損するおそれがあるものは不可)、鉛筆削り及び時計(計時機能だけのものに限る。)を持参してください。
- ・ 行政・警察行政の受験者は、昼食を持参してください。
- ・ 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器類については、試験中の使用(時計代わりにの使用も含む。)は認めません。
- ・ 試験会場への問合せは、試験日前・当日問わず行わないでください。
- ・ この採用試験の実施に関して収集する個人情報、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- ・ 地震、台風等の災害等により、やむを得ず試験日程を変更するなど、試験に関して緊急のお知らせがある場合には、山梨県職員採用サイト等でお知らせします。

職員採用サイト



※ 試験会場には駐車できません。公共交通機関を利用してください。また、送迎等のための試験会場への車の乗り入れ、試験会場周辺での駐停車もご遠慮ください。